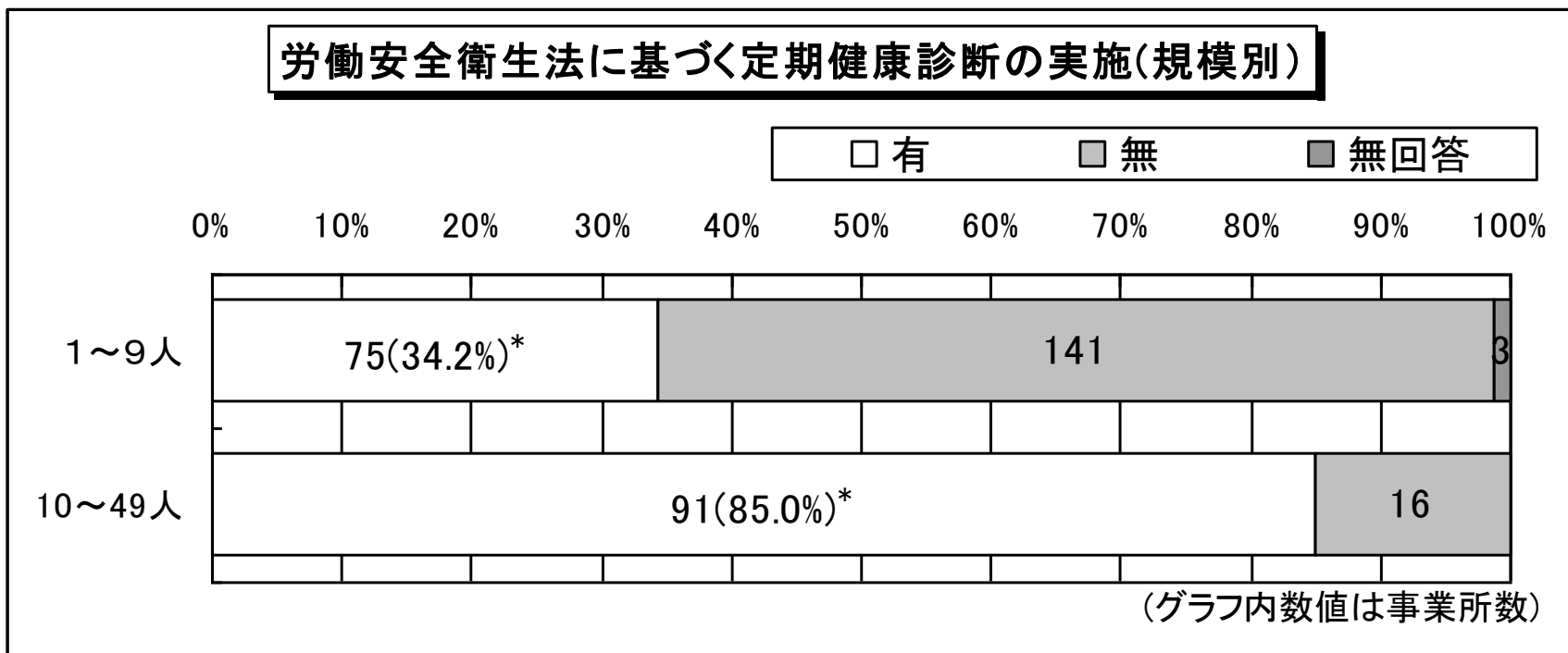


職場における健康づくり

平成25年度食品衛生責任者講習会
県央保健所 地域保健課健康対策班

事業主は、労働者に対して医師による健康診断を実施しなければならないことになっています。(労働安全衛生法第66条)

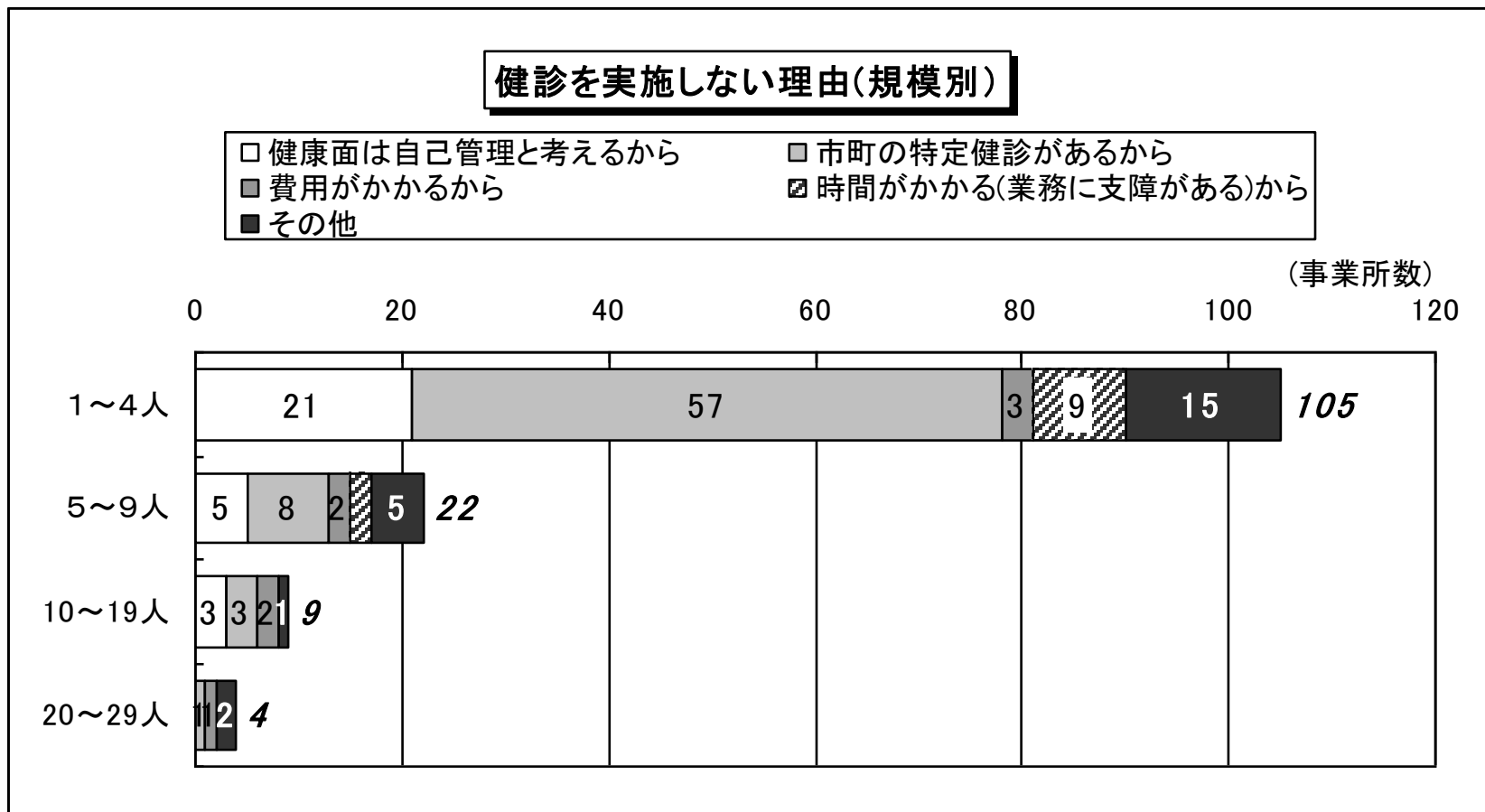
昨年実施したアンケートの結果では、10人未満の事業所で定期健康診断を実施しているのは、約1/3の事業所でした。



H24・県央保健所管内事業所を対象とした健康診査実施に関する調査より

健診を実施しない理由として1番多かったのは、
「市町の特定健診があるから」でした。

ちなみに、2番目は「健康面は自己管理と考えるから」です。



H24・県央保健所管内事業所を対象とした
健康診査実施に関する調査より

●では・・・事業主の方は従業員が市町の健診を受けているかどうか、把握されていますか？
従業員の皆さんは、雇い主に「受けた？」と聞かれたことがありますか？

●法により、事業主には健診を受けさせる義務があり、従業員には健診を受診する義務があります。

●義務だから・・・という理由だけではありません。
従業員が心身ともに健康であることは、業績にも関係してきます。

●もちろん！従業員だけでなく、**事業主ご本人やご家族の健診もお忘れなく。**

